

SIM 回線サービスに関する関連規約

第一章 定義

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「本サービス」とは、本 SIM カードを利用し、IoT の様々な利用シーンに応じてワイヤレスデータ通信を提供する SIM 回線サービスをいいます。
- (2) 「契約者」とは、本サービスを利用する法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- (3) 「本 SIM カード」とは、カード、チップ、またはその他の形式に限らず 1 つの IC カードで本規約に定める条件に基づき貸与される国内用 SIM をいいます。
- (4) 「国内電気通信事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信を提供するために卸電気通信サービス契約その他の契約を締結している日本国内の電気通信事業者をいいます。現在の国内電気通信事業者は、株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社です。
- (5) 「海外電気通信事業者」とは、弊社がワイヤレスデータ通信を提供するために卸電気通信サービス契約その他の契約を締結している通信事業者をいいます。
- (6) 「相互接続提供者」とは、海外電気通信事業者が通信サービス提供のための双務契約を締結しているか、又は、締結する場合がある、ジャージー島外の通信サービス事業者（ローミングパートナー及び移動体通信事業者を含む。）をいいます。
- (7) 「相互接続点」とは、海外電気通信事業者の通信システムが、その相互接続提供者の通信システムと接続する名目上の点をいいます。
- (8) 「信号伝送容量」とは、モバイルサービス提供の目的上、契約者が利用可能な通常の弊社 SS7 信号伝送容量の一部をいいます。
- (9) 「ワイヤレスデータ通信」とは、弊社が提供する無線データ通信でパケット交換方式および ELTRES 方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (10) 「契約者回線」とは、本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線をいいます。
- (11) 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- (12) 「自営端末機器」とは、契約者が本 SIM カードを用いて本サービスを利用するために自ら用意する端末機器をいいます。
- (13) 「協定事業者」とは、弊社または国内電気通信事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ国内電気通信事業者をいいます。
- (14) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- (15) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約者と弊社との間の契約をいいます。
- (16) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (17) 「GRX」とは、GSM アーキテクチャに明記される GPRS ローミングエクスチェンジをいいます。
- (18) 「GSMA ガイドライン」とは、「GSMA document IoT Device Connection Efficiency Guidelines version 6.0」（その後の変更を含む。）に定められている、「GSMA standard guidelines for device efficiency」を意味します。
- (19) 「監督当局」とは、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者又は相互接続提供者に対する管轄権を有する規制当局（ジャージー金融サービス委員会、情報コミッショナージャージーオフィス、英国情報コミッショナーオフィス、チャネル諸島競争規制局（CICRA）、英国情報通信庁（Ofcom）、GSM（Groupe Speciale Mobile）協会（GSMA）及び同等

の金融サービス、プライバシー保護当局又は電気通信規制機関を含むが、これに限らない。)をいいます。

第二章 本サービス

第2条（本規約等）

1. 契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに弊社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に契約者が本サービスを利用した場合又は弊社が定める時期までに利用契約を解約しなかった場合には、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。
3. 本サービスは国内電気通信事業者の定める卸携帯電話サービス約款（株式会社 NTT ドコモの定める「卸携帯電話サービス契約約款」、「5G 通信サービス約款」、ソフトバンク株式会社の定める「4G 通信サービス接続約款」、KDDI 株式会社の定める「au (LTE) 通信サービス契約約款」、「au (5G) 通信サービス契約約款」を含みますが、これらに限られません。以下総称して「卸携帯電話約款」といいます）及び海外電気通信事業者と弊社との間の契約（以下、「海外事業者契約」といいます）に従い提供されるものであり、本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めに従うものであり、卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めにより、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合のあることを契約者はあらかじめ承諾します。
4. 契約者は、弊社に対し、卸携帯電話約款及び海外事業者契約の定めにより弊社が国内電気通信事業者及び海外電気通信事業者に対して負う義務のうち、合理的に契約者が負うと判断される義務を負うことを承諾します。

第3条（通信区域）

1. 本 SIM カードでの通信区域は、国内電気通信事業者毎に以下の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

国内電気通信事業者	通信区域
株式会社 NTT ドコモ	FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款および 5G 通信サービス約款に定める通信サービスの提供エリア。ただし、MEEQ 帯域の場合は FOMA サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリアは対象外になります。また、5G 通信サービス約款に基づき提供される 5G サービス通信網を用いた通信を行う場合、FOMM サービス契約約款に基づき提供される 3G 通信サービス通信網を用いた通信は利用できません。
ソフトバンク株式会社	4G 通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリア。ただし、XGP、AXGP、TD-LTE 方式を利用した通信サービスは含まない
KDDI 株式会社	au(LTE)通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリアおよび au (5G) 通信サービス契約約款に定める通信サービスの提供エリア

2. 契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第4条（通信利用の制限）

1. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または国内電気通信事業者および海外電気通信事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは国内電気通信事業者および海外電気通信事業者と弊社との間で締結される契約の規定に基づく、国内電気通信事業者および海外電気通信事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像への契約者からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧または当該 Web サイトに掲載されている一部の映像または画像の全

部もしくは一部の閲覧を制限することができるものとします。

3. 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) その通信が、電子メールに係るものであって、弊社が別に定める方法により送信されるものであるとき。
4. 契約者は弊社に対し、弊社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、前3項による場合も含め、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 弊社は、本サービスにおける通信について、本サービスの円滑な提供のために、画像の圧縮などの通信の最適化を行うことがあります。

第5条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（弊社または国内電気通信事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3. 弊社は、一定期間における通信時間が弊社の定める時間を超え、一定期間における通信容量が弊社の定める容量を超え、一定時間内に大量または多数の通信があったと弊社が認めるとき、セッションの設定が長時間継続されたと弊社が認めるとき、または同一セッション内に大量の通信があったと弊社が認めるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
4. 弊社は、契約者回線間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる特定のカテゴリーのアプリケーションにおける通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 弊社は、契約者回線間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信を行った特定の契約者回線について、速度や通信量を制限することがあります。
6. 前5項の場合、契約者は弊社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 弊社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第6条（通信時間の測定）

本サービスにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、発信者および着信者双方が利用する契約者回線その他の回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、弊社の機器（相互通信の場合には協定事業者の機器を含みます）により測定します。
- (2) 前号の定めにかかわらず、契約者回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第4条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします）は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第7条（通信速度等）

1. 弊社が本サービスで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、契約者が使用する本SIMカード、情報通信機器（端末機器を含む）、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 弊社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第8条（契約者識別番号の付与）

1. 弊社は、本サービスの提供を受ける契約者に対し、契約者を識別するために弊社が指定する番号（以下「契約者識別番号」といいます）を定め、一の契約者回線に対して1つ付与します。
2. 本サービスの提供を受ける契約者は、本サービスを利用するための契約者識別番号の変更を請求することはできません。

第9条（契約者顧客への本サービスの提供）

1. 契約者は、弊社が指定する契約の締結その他弊社が定める手続を実施した場合には、本サービスに基づく電気通信サービスを契約者自身のサービス（以下「契約者サービス」といいます）として契約者顧客に提供することができるものとします。
2. 契約者が契約者サービスを契約者顧客に提供する場合、契約者は、かかる契約者サービスの提供に関する一切の責任を負担するものとし、また、契約者顧客に対して本規約に定める義務と同等の義務を課す義務を負うものとし、契約者顧客の義務の遵守について連帯して責任を負うものとします。
3. 契約者は、弊社が必要とする場合は、契約者顧客との間で締結している契約者サービスに関する契約内容等を、弊社が定める方法により報告を行うことを要するものとします。
4. 契約者は、契約者サービスを契約者顧客に提供する場合、自らの責任により、契約者顧客にかかる契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」といいます）第9条で定める契約者確認をいいます）を行うことを要するものとします。また、弊社はその違反等に基づく一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は、契約者顧客に対して、自らの責任により、契約者サービスにかかる提供条件等の説明を行うことを要するものとします。また、弊社はその不遵守等に基づく一切の責任を負わないものとします。
6. 契約者は、契約者サービスを提供する場合、自らの責任により、契約者顧客もしくは第三者からの契約者への契約者サービスの内容もしくは通信料金等に関する問い合わせ、契約者サービスにかかる故障修理の請求等もしくはその他の苦情の受付および対応等を行うことを要するものとします。

第10条（確認・遵守事項）

契約者は、以下の各号に定める事項について確認し、これを遵守するものとします。

- (1) 本サービスの提供開始前に、電気通信事業法の定めるところに従い契約者が国内電気通信事業者としての届出を行う必要がある場合、それが所轄省庁により受理されていること。
- (2) 本サービスの提供にあたり、別途弊社が契約者に提示する諸条件（本規約の条件を含みますが、これに限られません。以下「諸条件」という）に則り、契約者の責任で契約者の契約者サービスに関する規約を契約者顧客に提示するとともに、当該契約者サービスの規を契約者顧客に遵守させること。なお、諸条件の内容に変更があった場合は、変更後の諸条件に則り、契約者の責任で契約者顧客に説明、同意を得て、契約者サービスの提供をしなければなりません。特に、別途弊社が指定する項目については、内容を変更することなく、契約者の契約者サービスの規約に記載するものとし、弊社の諸条件に変更があった場合には、契約者は速やかに契約者サービスの規約について変更を行うものとします。
- (3) 前号にもかかわらず、契約者が契約者顧客に対して遵守させた契約者サービスの規約内容と本サービスの諸条件の内容とに相違がある場合、当該相違部分に起因する問題の責任は全て契約者が負うものとし、弊社はその一切の責任を負わないこと。

第11条（調査・報告）

1. 契約者は、弊社から契約者顧客に関する情報（氏名（名称）、住所、生年月日、電話番号又はその他の連絡先等を含みますが、これらに限られません。以下「本人特定事項」といいます）の照会を受けた場合には、速やかにこれに応じるものとします。
2. 契約者は、弊社による前項の照会に備え、一の契約者サービス毎に契約者顧客の本人特定事項を確実に調査・報告できる体制を構築するものとします。

第12条（監査）

1. 契約者は、契約者顧客の本人特定事項の情報、契約者サービスの利用者数、その他弊社が指定する契約者サービスに関する事項について正確かつ詳細な記録（以下「記録」といいます。）を作成するものとします。なお、契約者は、利用契約の終了後も5年間、当該記録を適切に保管するものとします。
2. 契約者は、利用契約の有効期間中及び利用契約の終了日から3年の間、弊社及び弊社の指定する第三者が契約者の通常の

営業時間中に記録の閲覧及び複写を行い、これを監査することを認めるものとします。

3. 前項の定めに従い弊社が記録を監査した結果、本サービスに関する不正な利用を行っていたことが判明した場合、又は弊社に報告した内容に誤り（誤記等、軽微な誤りは除きます）があった場合、弊社は、直ちに契約者の本サービスの利用を停止することができるものとします。弊社は、当該サービスの利用停止について、損害賠償及び本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。なお、これらの場合、契約者は、弊社の請求に従い当該監査に要した費用および当該利用又は当該報告に不正があったときは、さらに追加で直近2年間の全ての本サービス料金総額相当額（ただし、上記の事由が解消されるまでの期間を対象とする金額に限る）を弊社に支払うものとします。なお、本条の場合にも、第27条の規定が適用されるものとします。
4. 本条第2項の定めに従い、前項以外の事項について問題点が確認された場合、弊社と契約者による協議の上、対応を決定するものとします。

第三章 端末機器およびSIMカード

第13条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

1. 契約者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するように維持するものとします。
2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - （1）端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊またはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - （2）故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - （3）端末機器に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。
 - （4）その他本規約に違反するような方法、態様で端末機器を利用しないこと

第14条（本SIMカード）

1. 本サービスの利用には、本SIMカードが必要となります。本SIMカードは弊社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 本SIMカードに関する危険負担は、本SIMカードが引き渡された時点で契約者に移転するものとします。
3. 契約者は、本SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
4. 契約者は、本SIMカードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしたりしてはならないものとします。
5. 契約者による本SIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による本SIMカードの使用により発生した料金等については、全て当該SIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。
6. 契約者は、本SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
7. 本SIMカードを契約者が受領した時点で故障していた場合（初期不良である場合）に限り、弊社の負担において本SIMカードの交換（種別の異なる本SIMカードの交換はできないものとします。以下同じとします）をする義務を負います。なお、初期不良については、契約者が弊社より本SIMカードを受領した時点から30日間を経過するまでに弊社に通知しない限り、交換を受けることができないものとし、弊社は本項に定める交換義務以外に本SIMカードの契約不適合に関する責任を負わないものとします。
8. 契約者は、本SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
9. 契約者は、本SIMカードに、弊社、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。初期不良以外の事由により本SIMカードが故障した場合は、交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、交換のための費用を弊社に支払うものとします。
10. 契約者が、本SIMカード以外のSIMカードを使用すると、本サービスの提供が受けられない場合があると同時に、弊社および国内電気通信事業者ならびに海外電気通信事業者の通信設備に不具合が生じる場合があります。契約者が、本SIMカ

ード以外の SIM カードを使用したことに起因して、弊社、国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および第三者に生じた一切の損害については当該契約者が賠償の責任を負うものとします。

11. 契約者は、本サービスに関する契約終了後、弊社が定める期日までに契約者の費用負担で本 SIM カードを弊社に返却するものとします。

12. 本サービスに関する契約終了後、弊社は本 SIM カードに関する一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（契約者識別番号の登録等）

弊社は、次の場合には、契約者の本 SIM カードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更または消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます）を行います。

（１）本 SIM カードを貸与または譲渡する場合。

（２）その他本規約の規定により契約者識別番号を変更する場合。

第 16 条（自営端末機器）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、契約者が自己の費用と責任において準備および維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該設備での本サービスの利用をしてはならないものとします。

3. 弊社は、前項の場合において、契約者、契約者顧客または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

4. 弊社は、契約者に対し、自営端末機器の異常等で本サービスの円滑な提供に支障がある場合、もしくは自営端末機器に対して電波発射の停止命令等があった場合、その自営端末機器、本サービス及び本 SIM カードの使用を停止させることができるものとします。

5. 弊社は、本条に基づく使用の停止について、損害賠償及び本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第四章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第 17 条（提供の中断等）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、本サービスの提供を中断又は停止することがあります。

（１）弊社の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ない場合。

（２）第 4 条（通信利用の制限）または第 5 条（通信時間等の制限）により通信利用を制限する場合。

（３）国内電気通信事業者および海外電気通信事業者の提供する電気通信の契約約款により通信利用を制限する場合。

（４）国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および相互接続提供者がサービスを中断又は停止した場合。

（５）弊社の利用するクラウドサービスを提供する事業者がクラウドサービスの提供を中断又は停止した場合。

（６）管轄権を有する監督当局によって命令された場合。

（７）その他、弊社が中断を合理的に必要と判断した場合。

2. 弊社は、本条に基づく提供の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 18 条（契約者からの請求による利用の一時中断）

1. 弊社は、契約者から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続は、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、一時中断の解除の手続完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料）は発生します。

第 19 条（利用停止）

1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、弊社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - （1）本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - （2）本サービスの料金の支払い方法として弊社と契約者において合意された支払の仕組みが機能しないか、または弊社の事前の同意を得ることなく契約者によって無効とされたとき。
 - （3）契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - （4）第 42 条（契約者確認）に定める契約者確認に応じないとき。
 - （5）第 39 条（禁止事項）に定める禁止行為を行ったとき。
 - （6）第 16 条（自営端末機器）の規定に違反し、本 SIM カードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
 - （7）弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - （8）本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - （9）本サービスが違法な態様で使用されたとき。
 - （10）支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
 - （11）契約者が解散したとき。
 - （12）前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
 - （13）その他、弊社が契約者の本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合。
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金（基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および付加機能サービス（有料サービス）等の月額料）は発生します。
3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 20 条（弊社による利用契約の解除）

1. 弊社は、前条第 1 項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が前条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 21 条（期限の利益）

前 2 条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第五章 料金

第 22 条（料金）

1. 本サービスの料金は、基本使用料、通信料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能サービス料等、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
2. 契約者が第 39 条に違反して相互接続提供者のネットワークを使用するかまたは第三者に使用を許可した結果として、相互接続提供者から弊社に対して、ローミングの費用、料金その他の違約金が発生した場合、契約者は弊社に対し、関連する相互接続提供者より弊社に課される一切の費用、料金および違約金を全額支払う義務を負うものとします。

第 23 条（基本使用料等の支払義務）

1. 契約者は、利用契約に基づいて弊社が本サービスの提供を開始した日から利用契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、別途弊社が定める料金表に規定する料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能サービス料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます）の支払いは次のとおりとします。
 - （1）利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。
 - （2）契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを 全く利用できない状態（利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用 できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に 対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 24 条（通信料の算定）

1. 契約者は、次の通信について、第 6 条（通信時間の測定）の規定により測定した通信時間、情報量または通信回線と別途弊社が定める料金表の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

区別	
1 ワイヤレスデータ通信	ア 契約者回線から行った通信 イ 契約者回線へ着信した通信

2. 契約者は、通信に関する料金について、弊社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表の規定に基づいて算定した料金額の支払いを要します。

第 25 条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込または手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別途弊社が定める料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前に利用契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第 26 条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 27 条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 28 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 29 条（料金等の変更）

弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、契約者は本サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第六章 損害賠償

第 30 条（免責）

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 弊社は、本規約等の変更により自営端末機器の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第 31 条（損害賠償額の上限）

弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとする。）に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第七章 保守

第 32 条（電気通信設備の維持責任）

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 33 条（契約者の維持責任）

1. 契約者は、端末機器を、弊社の定める技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定によるほか、契約者は、端末機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。
3. 相互接続提供者の遵守及び協力を条件として、十分な信号伝送容量及び相互接続点から全てのモバイルサービス（モバイルデータ及び適切な GRX の容量を含む。）に関して、弊社が指定するネットワークへの接続性の向上を確保するよう維持していただきます。

第 34 条（契約者の切分責任）

契約者は、端末機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他弊社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末機器に故障のないことを確認のうえ、弊社に修理の請求をしていただきます。

第 35 条（修理または復旧）

1. 弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 前項の場合において、弊社は、その全部を修理し、または復旧することができないときは、別表 3 に定める電気通信設備を優先して修理または復旧します。また、この場合において、故障または滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 36 条（保証の限界）

1. 弊社は、通信の利用に関し、弊社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第 37 条（サポート）

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第八章 雑則

第38条（契約者の責任）

1. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、契約者顧客、第三者および弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。
2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、契約者顧客、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者和其他の契約者または契約者顧客または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとしします。

第39条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとしします。

- （1）GSMA ガイドライン、電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準に準拠していない方法で端末機器を使用する行為。
- （2）利用する国によっては、連邦通信委員会（FCC）の規則または無線通信機器の CE マーキング（CE マーク）に相当する適用法および規制によって確立された技術基準に準拠していない方法で端末デバイスを使用する行為。
- （3）国内電気通信事業者、海外電気通信事業者、相互接続提供者によって禁止されている行為
- （4）他国へのデータ送信や永続的なローミングなど、使用する国で適用される法律および規制によって禁止されている行為。
- （5）著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- （6）財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- （7）差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- （8）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- （9）猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
- （10）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- （11）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- （12）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- （13）事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- （14）公職選挙法に違反する行為。
- （15）本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- （16）無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- （17）コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- （18）他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
- （19）違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
- （20）人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- （21）Web サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者の ID 等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
- （22）法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
- （23）前各号に定める行為を助長する行為。

(24) 前各号に該当するおそれがあると弊社が合理的に判断する行為。

(25) その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第40条（位置情報の送出）

1. 国内電気通信事業者または海外電気通信事業者がワイヤレスデータ通信に係る弊社との間に設置した接続点と契約者回線との間の通信中にその弊社に係る電気通信設備から国内電気通信事業者、海外電気通信事業者が別に定める方法により位置情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の所在に係る情報をいいます。以下この条において同じとします）の要求があったときは、契約者があらかじめ弊社への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の規定によるほか、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、位置情報（弊社の要求に基づき移動無線装置において測定された位置に関する情報を含みます。以下、この条において同じとします）を、国内電気通信事業者または海外電気通信事業者がその緊急通報に係る機関へ送出することを、契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
3. 弊社は、前2項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

第41条（情報の収集）

弊社は、契約者に本サービス及び本サービスに関連する技術サポートや情報提供等に必要情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第42条（契約者確認）

弊社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします）を求められたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、弊社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

第43条（契約者情報の取り扱い）

1. 利用希望者は、本サービスの諸手続において、弊社からの契約者情報（会社名、住所、メールアドレス等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下この条において同じとします）の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、契約者情報および履歴情報（弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴をいいます。以下この条において同じとします）を、善良なる管理者としての注意を払って管理します。
4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第7号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします
 - （1）弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
 - （2）弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - （3）弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
 - （4）法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - （5）契約者から事前に同意を得た場合。
6. 前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせ

せの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。

7. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続に従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。

第44条（他の電気通信事業者への情報の通知）

契約者は、料金その他の債務の支払いをしない場合、または前条に定める契約者確認に応じない場合には、弊社が、弊社以外の国内電気通信事業者又は海外電気通信事業者からの請求に基づき、会社名、住所、契約者識別番号、支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、弊社が別に定めるものに限りす）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

第45条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第46条（本サービスの技術仕様等の変更等）

1. 弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用する本 SIM カードの改造または撤去等を要することとなった場合であっても、その改造または撤去等に要する費用について負担しないものとします。
2. 本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、本規約において明示されているものを除き、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。契約者は、いかなる理由によっても弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第47条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社及び契約者は、相手方に対し、本サービスの利用契約締結日時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第2条第2号に定義される暴力団、暴対法第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 弊社及び契約者は、本規約に基づく履行に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - （5）その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社及び契約者は、相手方が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本規約に基づく履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき本サービスの利用契約を解除した当事者は、本サービスの利用契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 弊社及び契約者は、本条第3項に定めるいずれかの場合に該当したときは、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第48条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第49条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持続けるものとします。

第50条（存続条項）

利用契約が終了した場合といえども、第4条第4項、第5条第6項、第9条第2項から第6項まで、第10条、第12条第3項、第14条、第16条第3項、第17条第2項、第18条第4項、第19条第2項及び第3項、第21条、第22条から第28条まで（但し、未払金がある場合に限る。）、第30条から第31条まで、第36条、第38条、第40条、第46条、第47条第4項及び第5項並びに第48条から第53条までは引き続き効力を有するものとします。

第51条（協議）

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第52条（合意管轄）

契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

別表

別表 1

本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

別表 2

新聞社等の基準

区別	技術基準及び技術的条件
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます）をいいます）を供給することを主な目的とする通信社

別表 3

通信の優先的取扱いに係る機関名

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別表 3 に定める基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

別表 4

他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 固定電気通信事業者	2 から 4 以外の電気通信事業者
2 P H S 事業者	電気通信番号規則第 9 条第 4 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	電気通信番号規則第 9 条第 3 号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

※注) 弊社は他社相互接続通信に係る協定事業者名を、弊社が指定する本サービス取扱所において閲覧に供します。

2026 年 6 月 29 日 作成